

PSLPGマークがない製品は 日本で販売することはできません。

カートリッジガスこんろは「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(液石法)」により、製品を販売する時までに経済産業大臣の登録を受けた者の規定による適合性検査を受け、かつ、証明書の交付を受け、これを保存しなければなりません。この義務を履行すると、経済産業省令で定める方式による表示(PSLPGマーク)を製品に表示することができます。

カートリッジガスこんろとは、「液化石油ガスを充填した容器が部品又は付属品として取り付けられる構造の液化石油ガスこんろ」と定義されています。

カセットボンベをセットし調理に用いる器具のことをいいます。

＜カートリッジガスこんろでない例＞

※PSLPGマーク対象外
カートリッジガストーチ
カートリッジガスランタン



Japan Industrial Association of Gas and Kerosene Appliances

一般社団法人 日本ガス石油機器工業会

PSLPGマーク



＜カートリッジガスこんろの例＞
※PSLPGマーク対象品



経済産業省

Ministry of Economy, Trade and Industry